

住み慣れた地域で安心して暮らすために

令和8年度

# 介護保険

## あんしんガイド

### 介護保険制度について

この制度は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になった方が安心して生活ができるように「介護」を社会全体で支えていくものです。

### 被保険者（加入者）

- 介護保険料を納めます。
- 介護や支援が必要な場合、相談窓口にご相談し、介護の認定（または元気度調査）を受けます。
- サービスを利用した場合、原則として費用の1割～3割を負担します。

#### 1 65歳以上の方（第1号被保険者）

サービスを利用できるのは…

介護や支援が必要と認定された方

※介護や支援が必要となった理由は問いません。

#### 被保険者証

65歳に到達する月に市から交付します。（手続不要）

次のときに必要です。大切に保管してください。

- ・介護の認定または元気度調査の申請をするとき
- ・介護サービスを利用するとき など



#### 2 40～64歳までの方（第2号被保険者）

サービスを利用できるのは…

老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要と認定された方

#### 特定疾病とは

がん\*、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

#### 被保険者証

市に申請して、認定を受けた方に交付します。

（申請の際は、加入健康保険情報がわかるものをお持ちください）



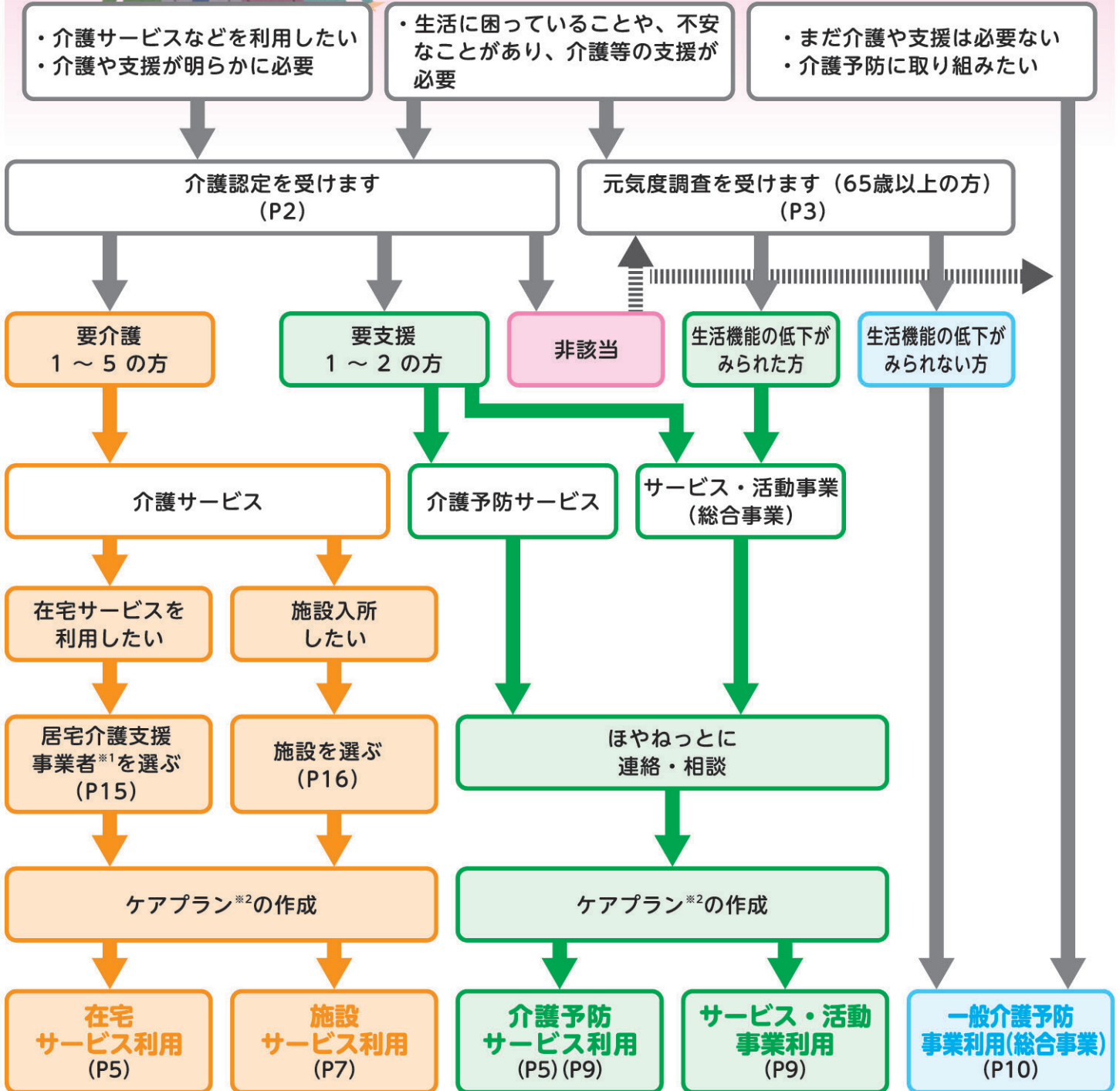
福井市

# サービス利用までの流れ

まず相談



ほやねっと (P19) や介護保険課、地域包括ケア推進課で相談の目的や希望するサービスを伝えます



## ※1 居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーがいる事業者のことで、要介護認定の申請代行やケアプラン作成、サービス事業者との連絡・調整などの窓口です。

## ※2 ケアプランとは

どのようなサービスをどれくらい使用するかを決めた計画書です。ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

## ケアマネジャーとは (介護支援専門員)

本人に適したケアプランの作成や施設選びなどを行う幅広い知識をもった専門家です。

# 申請の手順

## 要介護認定を受ける場合

### 1. 認定申請

申請の窓口は介護保険課または美山・越廼・清水連絡所です。申請は本人・家族のほか、次のところに代行申請してもらうことも可能です。

- ・ほやねっと（地域包括支援センター…P19 参照）
- ・居宅介護支援事業所（P15参照）・介護保険施設（P16参照）
- ・地域密着型介護老人福祉施設（P17参照）

#### 必要なもの

- ①認定申請書  
※主治医の氏名（フルネーム）、所属医療機関名を申請書に記入する必要がありますので、**あらかじめご確認ください。**
- ②65歳以上の方：介護保険被保険者証、加入健康保険情報がわかるもの  
40～64歳の方：加入健康保険情報がわかるもの  
（郵送の場合はコピーを同封して下さい。）
- ③マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（写し可）  
※紛失等により②・③を用意できない場合は事前にご相談下さい。  
※本人以外の方が代行で申請する場合は、代理申請者の身分証明ができるものをお持ち下さい。  
※成年後見人の方が申請又は署名される場合は登記の写しを添付して下さい。

#### 認定の更新・変更

- 認定には有効期間があります。サービスを継続して利用する場合は、有効期間が終了する前に更新の申請が必要です。更新は有効期間終了日の60日前から申請できます。  
※被保険者証の「認定の有効期間」を確認してください。
- 有効期間内に心身の状況が変化した場合、要介護度を変更するための申請ができます。

#### 第三者行為等の届け出

- 交通事故等の第三者行為が原因で認定申請する場合は、介護保険課への届け出が必要です。また、労災保険が適用される場合も連絡をお願いします。

### 2. 訪問調査・審査・判定

訪問調査・主治医意見書により どのくらい介護が必要か審査・判定します。

#### 訪問調査

市の委託を受けた調査員がご自宅を訪問し、ご本人やご家族から心身状態についてお話を伺います。

#### 主治医意見書

認定申請書に記入された主治医に、市が意見書の作成を依頼します。

#### 介護認定審査会での審査・判定

- 訪問調査と主治医意見書の内容を全国統一基準のソフトにより判定します。  
（一次判定）
- 一次判定の結果を受けて、訪問調査の内容と主治医の意見書をもとに、医療・保健・福祉の専門職で構成する「介護認定審査会」で審査・判定します。  
（二次判定）

### 3. 認定結果の通知

介護認定審査会の判定に基づき、市から認定結果を通知します。

#### 非該当（自立）

※要介護度は必要な介護を提供するのに必要な時間（＝介護の手間）により決まります。

#### 要支援1

- 認定結果は原則、申請日から30日以内に通知します。

#### 要支援2

- 認定の有効期間は原則、新規・変更の場合は6か月、更新の場合は12か月です。

#### 要介護1

介護認定審査会の判断により、有効期間が短縮または延長されることがあります。

#### 要介護2

非該当（自立）と認定された場合は、**元気度調査（P3）**を受けることもできます。

#### 要介護3

#### 要介護4

#### 要介護5

# 元気度調査を受ける場合

元気度調査とは、国が定める、運動や口腔、栄養、物忘れなどに関する25の質問項目（下記調査票参照）で、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。ご本人と面談し、心身の状態や生活の状況などをお聞きし、介護等の支援が必要かどうか判断します。

## 1. 元気度調査の実施

ほやねっと(P19)に相談してください。  
65歳以上の方(第1号被保険者)が対象です。

## 2. 調査結果

元気度調査の結果は、調査時にお伝えします。

調査の結果、生活機能の低下がみられた人（事業対象者）は、ほやねっと職員が本人・家族と話し合い、必要なサービスをご提案します。

また、生活機能の低下がみられなかった場合でも、一般介護予防事業（P10）を利用することができます。

### 元気度調査をやってみましょう

以下の質問に回答してみましょう。

筋力の低下やもの忘れなど早期に気づき、介護予防の取組にお役立てください。

No.	質問項目	回答（いずれかに○をお付け下さい）	
1	バスや電車、自家用車などで一人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
12	BMIが18.5未満である <sup>(※)</sup> 身長 cm 体重 kg (BMI )	はい	いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると云われますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当する



回答の結果、水色のところについた○の数が多い場合は、日常生活に必要な生活機能などの低下が心配されます。担当地区のほやねっと(P19)までご相談ください。



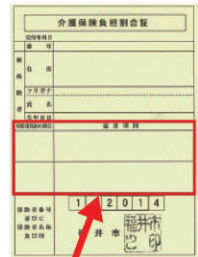
# サービスの費用（利用者負担）

サービスを利用した場合、費用の1割～3割を負担します。

3割	下記①・②の両方に該当する65歳以上の方 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	下記①・②の両方に該当する65歳以上の方 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の方

## 介護保険負担割合証について

- 要介護（要支援）認定を受けた方や、事業対象者の方全員に、利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」をお送りします。  
適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます。  
※新たに認定等を受けた方の適用期間は、申請日からとなります。
- サービス利用時には、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」の両方をご提示ください。



負担割合（1～3割）が記載されています  
※保険料を滞納している方は負担割合が3～4割になる場合があります。

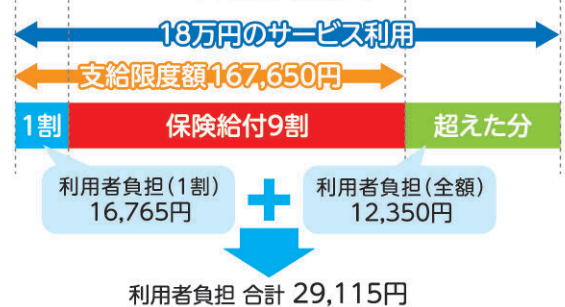
## サービスにかかる費用

- 要介護度に応じて支給限度額（保険給付の上限額）が定められています。  
サービスを利用したときの利用者負担は1割～3割ですが、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた分は全額（10割）自己負担となります。

### サービスの利用限度額（1か月あたり）

	単位数	自己負担（目安）		
		1割	2割	3割
事業対象者	5,032単位	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	5,032単位	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	10,531単位	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	16,765単位	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	19,705単位	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	27,048単位	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	30,938単位	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	36,217単位	36,217円	72,434円	108,651円

要介護1の人が、18万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



支給限度額に入らないサービス（いずれも介護予防サービスを含みます）

- ・特定福祉用具の購入
- ・住宅改修
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・施設サービス

- 施設を利用するサービスの場合は、介護サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、食費や居住費（滞在費）などがかかります。

施設等に通ってサービスを受ける場合（デイサービス等）

介護サービス費 + 食費 + 日常生活費（身の回り品の費用など）

施設に宿泊または入居してサービスを受ける場合（施設入所・ショートステイ）

介護サービス費 + 食費 + 日常生活費 + 居住費（滞在費）

## サービス等の苦情について

- ご利用中のサービス事業者や居宅介護支援事業所のほか、市、福井県国民健康保険団体連合会（57-1614）が窓口を設置しています。

# サービスの種類・内容

支…要支援の方が利用できます（介護予防サービス）  
介…要介護の方が利用できます（介護サービス）

ケアマネジャーなどと相談し、必要なサービスを利用できます。

各表の金額は、サービスを利用した際の自己負担額の目安です（1割負担の場合）。  
お支払いの際は、利用者の状況等により各種加算金が追加されます。

## § 訪問を受けて利用するサービス

### 訪問介護（ホームヘルプ）

介

ホームヘルパーが訪問し、排泄、入浴、食事などの身体介護や、一人暮らしなどで必要な方には調理、洗濯などの生活援助を行います。

要介護者

身体介護（30分～1時間）	1割負担：396円
生活援助（20分～45分）	1割負担：183円
通院等乗降介助（1回）	1割負担：99円

### 訪問入浴介護

支 介

入浴設備を積んだ入浴車が自宅を訪問して入浴の介助などを行います。

1回につき

要支援者	1割負担：874円
要介護者	1割負担：1,293円

### 訪問看護

支 介

看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上の世話をを行います。

30分未満の場合

訪問看護ステーションから	1割負担：481円
病院または診療所から	1割負担：408円

### 訪問リハビリテーション

支 介

理学療法士などが訪問して、主治医の判断のもとに心身機能の維持回復などを図るリハビリテーションを行います。

1回につき

1割負担：314円

### 居宅療養管理指導

支 介

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが訪問して、医学的な管理や指導を行います。

1回につき

1割負担：362～566円

## § 施設に通うサービス

### 通所介護（デイサービス）

介

日帰りで施設に通い、入浴や機能訓練などのサービスを受けます。

要介護者

6～7時間	1割負担：593～1,023円
-------	-----------------

### 通所リハビリテーション（デイケア）

支 介

医療機関や老人保健施設などに通い、日帰りのリハビリテーションを受けます。

要支援者

1月あたり	1割負担：2,307～4,300円
-------	-------------------

要介護者

6～7時間	1割負担：728～1,312円
-------	-----------------

## § 施設に入居しながら利用するサービス

### 特定施設入居者生活介護

支 介

特定施設※に入居しながら、入浴・排泄などのサービスを介護保険のサービスとして受けることができます。

1日につき

要支援者	1割負担：186～318円
要介護者	1割負担：550～825円

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホームのうち指定基準をみたす施設

# § 生活する環境を整備するサービス

## 福祉用具貸与

支 介

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

### 対象となる用具

1. 歩行器
2. 歩行補助つえ
3. 手すり（取り付けに工事不要なもの）
4. スロープ（段差解消のもので、取り付けに工事不要なもの）
5. 車いす
6. 車いす付属品（クッション、電動補助装置など）
7. 特殊寝台
8. 特殊寝台付属品（マットレスなど）
9. 床ずれ防止用具（エアーマットなど）
10. 体位変換器
11. 認知症老人徘徊感知機器
12. 移動用リフト
13. 自動排泄処理装置

※5～12は原則、要介護2～5の方のみ利用できます。  
※13のうち便を吸引できるものは、原則、要介護4・5の方のみ利用できます。

### 利用者負担

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割が自己負担です。  
（用具の種類、事業者によって貸出料は異なります。詳しくはケアマネジャーへご相談ください。）

## 特定福祉用具の購入

支 介

指定を受けた事業者で対象の福祉用具を購入した場合、その購入費の一部が支給されます。

### 対象となる用具

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いすなど）
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分
6. 排泄予測支援機器

以下の福祉用具は、貸与と購入を選択して利用することができます。

7. 固定用スロープ
8. 歩行器（歩行車を除く）
9. 歩行補助つえ（松葉杖を除く）

### 支給額

実際にかかった費用（上限10万円）\*の9～7割相当額を支給します。  
10万円を超えた部分は全額自己負担となります。

※年度（4月から翌年3月）当たりの上限額。同年度内の購入額が10万円未満でも、翌年への繰越はできません。

### 申請時に必要な書類

申請書、領収書（原本）、購入した福祉用具のパフレット（写し）

## 住宅改修

支 介

要介護者が居住する住宅に小規模な改修を行った場合、その改修費の一部が支給されます。  
（新築の場合は対象外）

### 対象となる用具

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、  
移動の円滑化等のための床材の変更
4. 引き戸等への扉の取り替え
5. 洋式便器等への便器の取り替え
6. 1～5に付帯して必要な工事

### 支給額

住宅改修費（上限20万円）の9～7割相当額を支給します。ただし、著しく状態が変化した場合、転居した場合には改めて申請できます。

### 利用手続きの流れ



#### 事前申請に必要な書類

- ①住宅改修費支給申請書(事前)
- ②住宅改修が必要な理由書  
(ケアマネジャーなどに作成を依頼)
- ③工事費内訳書
- ④改修前の写真(日付入り)
- ⑤改修後の完成予定の状況がわかるもの  
写真または簡単な図を用いたもの
- ⑥改修宅全体の平面図
- ⑦住宅改修の承諾書
- ⑧その他、市が必要と認める書類

#### 事後申請に必要な書類

- ①住宅改修費支給申請書(事後)
- ②改修後の効果を記入した理由書  
(事前申請の②理由書に追記)
- ③住宅改修に要した費用の領収書(原本)
- ④工事費内訳書
- ⑤改修後の写真(日付入り)
- ⑥その他、市が必要と認める書類

## § 施設に短期間泊まるサービス

### 短期入所生活介護・短期入所療養介護 (ショートステイ) 支 介

施設に短期間入所して、入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けられます。  
日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医学的管理のもとで医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」があります。

1日につき  
生活介護

要支援者	1割負担： 459～693円
要介護者	1割負担： 614～1,046円

療養介護

要支援者	1割負担： 574～858円
要介護者	1割負担： 674～1,467円

## § 介護保険施設に入所するサービス

日常生活の支援や介護を受けたい

### 指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介

1日につき

要介護3以上	1割負担： 743～1,058円
--------	------------------

対象者：常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方。  
食事、入浴、排泄など日常生活の介護や健康管理が受けられます。  
※原則要介護3以上

介護やリハビリを受けたい

### 介護老人保健施設 介

1日につき

要介護者	1割負担： 713～1,305円
------	------------------

対象者：病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方。  
医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭への復帰を支援します。

医療と介護を一体的に受けたい

### 介護医療院 介

1日につき

要介護者	1割負担： 623～1,412円
------	------------------

対象者：長期にわたり、医療と介護の両方のケアが必要な方。  
同一の施設内で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

## § その他のサービス

### すこやか介護用品支給事業 支 介

在宅で生活していて常時（目安：1日3～4枚以上）オムツを使用している方で、下記の支給要件を満たす方を対象に、紙オムツ等を安価で支給します。詳しくは、ケアマネジャーまたは介護保険課までおたずねください。

#### 対象となる商品

- 1.尿取りパッド
- 2.軽失禁用尿取りパッド
- 3.テープタイプ
- 4.パンツタイプ
- 5.高吸収尿取りパッド(夜用)

※希望する商品を1種類、月1回配達します。  
(日時の指定はできません)

#### 支給要件

- (1)福井市に介護保険料を納めている方
- (2)福井市に住所を有する方
- (3)給付制限を受けていない方
- (4)要介護3以下の場合、認定調査票の排泄項目において「介助」又は「見守り等」に該当していること  
※40～64歳の方は、市民税非課税世帯に限ります。

#### 利用者負担

商品を受け取るときに自己負担額を支払って下さい。

## § 地域密着型サービス (利用は福井市に住民登録のある方)

### 小規模多機能型居宅介護

支 介

心身の状況、環境などに応じて「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」などを組み合わせたサービスが受けられます。

1月につき

要支援者	1割負担： 3,509 ～ 7,091円
要介護者	1割負担： 10,636 ～ 27,672円

### 看護小規模多機能型居宅介護

介

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスが受けられます。

1月につき

要介護者	1割負担： 12,659 ～ 31,942円
------	------------------------

### 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

支 介

認知症の安定した人が、少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で入浴、排泄などの介護を受けられます。

1月につき

要支援2	1割負担： 772円
要介護者	1割負担： 776～871円

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介

日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスが受けられます。

訪問看護サービスを利用しない場合 (1月につき)

要介護者	1割負担： 5,561 ～ 25,211円
------	-----------------------

訪問看護サービスを利用する場合 (1月につき)

要介護者	1割負担： 8,113 ～ 28,893円
------	-----------------------

### 夜間対応型訪問介護

介

巡回又は備え付けの通報装置による連絡などで、夜間専用の訪問介護を受けられます。

1月あたりの基本費用

要介護者	1割負担： 1,010円
------	--------------

訪問1回あたりの追加費用 (ヘルパー 1人の訪問の場合)

定期巡回	1割負担： 380円
随時訪問	1割負担： 579円

### 認知症対応型通所介護

支 介

認知症の高齢者が日帰りで、食事・入浴・リハビリテーションなどを受けられます。

単独型・5～6 時間

要支援者	1割負担： 754 ～ 842円
要介護者	1割負担： 873 ～ 1,246円

### 地域密着型通所介護

介

定員が18人以下の小規模の「デイサービス」で、日帰りで施設に通い、入浴や機能訓練などのサービスが受けられます。

5～6 時間

要介護者	1割負担： 667 ～ 1,150円
------	--------------------

### 地域密着型介護老人福祉施設

介

30人未満の小規模な特別養護老人ホームです。  
※原則、要介護 3 以上

1日につき

要介護3以上	1割負担： 756 ～ 1,063円
--------	--------------------



# 介護予防・日常生活支援総合事業(略称・総合事業)



総合事業とは、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、公的なサービスや、地域の社会資源等を活用しながら、高齢者の方の生活を支えていく仕組みです。

## § サービス・活動事業

サービスを活用しながら、心身の状態の維持・改善に向けて取り組みましょう。

**支**…要支援の方が利用できます

**事**…元気度調査により生活機能の低下が見られた方が利用できます。(事業対象者)

各表の金額はサービスごとの自己負担額の目安です。お支払いの際は各種加算に伴う金額が追加になります。

### 訪問型サービス

**支 事**

#### 訪問型予防給付相当サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄の介助などの身体介護や生活援助を提供します。

#### 訪問型基準緩和サービス (A型)

ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、調理や掃除などの生活援助を提供します。



自己負担のめやす (1割負担の場合)

	予防給付相当サービス		基準緩和サービス (A型)	
	1回	月額上限	1回	月額上限
週1回程度 (月5回上限)	1. 標準的な内容の場合 293円	1,201円	246円	1,008円
週2回程度 (月9回上限)	2. 生活援助が中心の場合 (-)20分以上45分未満 183円 (=)45分以上 225円			2,399円
週2回超 (月14回上限)*1	3. 短時間の身体介護が中心の場合 167円	3,806円		3,195円

\*1: 週2回超の利用は要支援2相当の人に限りです。

### 通所型サービス

**支 事**

#### 通所型予防給付相当サービス

施設に通い、入浴介助や機能訓練などのサービスを提供します。

#### 通所型基準緩和サービス (A型)

施設に通い、レクリエーションや運動などのサービスを提供します。



自己負担のめやす (1割負担の場合)

	予防給付相当サービス		基準緩和サービス (A型)	
	1回	月額上限	1回	月額上限
要支援1・事業対象者 (週1回程度、月5回上限)	443円	1,824円	378円	1,557円
要支援2・事業対象者 (週2回程度、月9回上限)	454円	3,672円	387円	3,136円

日常生活に支障のある生活動作の改善を目指した運動機能向上のサービスに加え、必要に応じて口腔機能（「食べる」「飲みこむ」などの働き）向上や栄養改善などの選択メニューを取り入れて行います。

施設への通いを中心に、必要に応じて自宅での状況を把握するための訪問などを組み合わせ、概ね3か月間を目途に受けられます。

運動機能向上サービスには、必ずリハビリ専門職がかかわります。



自己負担のめやす（1割負担の場合、1回あたり）

	運動機能向上	口腔機能向上	栄養改善
通所	465円	153円（加算）	153円（加算）
訪問	423円	377円	377円

## § 一般介護予防事業

日頃から、地域の集いの場等へ参加することや趣味活動を継続することは、介護予防に効果的です。

### 【対象者】 65 歳以上のすべての高齢者

#### ① 自治会型デイホーム

公民館や集会場など地域の身近な場所で、介護予防活動（転倒予防、認知症予防など）、創作活動などを行います。

【お問い合わせ先】 福井市社会福祉協議会 TEL：26 - 1853

#### ② いきいき長寿よろず茶屋

高齢者が気軽に集まり、軽スポーツや趣味活動、健康体操などを行います。地域住民が中心となって週1回以上実施しています。

#### ③ いきいき百歳体操

地域の身近な場所で、仲間同士が集まって、おもりを使った簡単な筋力運動を行います。続けることにより筋力がつき、体が楽に動かせるようになります。

市内には、「いきいき百歳体操」を行う自主グループがあり、週1回程度活動しています。

#### ④ 口腔機能向上サービス

指定歯科医療機関で、お口の衛生状態や口腔機能（「食べる」「飲みこむ」などの働き）を調べる「健診」と、口腔機能の維持、改善のための「指導」が無料で受けられます。

利用には「歯科口腔指導無料券」が必要です。詳細については、下記までお問い合わせください。

②～④の【お問い合わせ先】 福井市地域包括ケア推進課 TEL：20 - 5400

# 利用者負担の軽減施策

介護保険には利用者負担を軽減する制度があります。

## 1 高額介護等サービス費の支給

- 1か月の利用者負担額が下表の上限額を超えた場合、超えた金額を支給します。
- 支給対象者には、市からお知らせと申請書を送付しますので、介護保険課へ申請してください。申請は初回のみで、その後対象になった場合は自動的に指定口座へ振り込みます。

対象となる方	利用者負担の上限額
65歳以上で課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方がいる世帯	140,100円(世帯)
65歳以上で課税所得380万円(年収約770万円)以上～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方がいる世帯	93,000円(世帯)
上記以外の市民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額+課税年金収入額が*826,500円以下の方	15,000円(個人)
生活保護受給者の方	15,000円(個人)

\*の基準額については、R8.4～7までは809,000円で審査します。

対象とならないもの
◎特定福祉用具の購入に係る利用者負担分
◎住宅改修に係る利用者負担分
◎保険対象外のもの(施設サービス利用における食費、居住費、日常生活費など)
◎支給限度額を超える利用者負担分

## 2 高額医療合算介護等サービス費の支給

- 世帯内の介護と医療の両保険の利用者負担を年間で合算し、限度額を超えた場合、申請により超えた分を支給します。対象期間：8月～翌年7月末までの1年間  
詳しくは、介護保険課又は加入している医療保険者にお問い合わせください。

## 3 特定入所者介護(予防)サービス費の支給

- 施設への入所や、ショートステイを利用する場合は、「食費」・「居住費」・「滞在費」がかかりますが、次の区分に該当する方は、市に申請することで負担限度額(支払いの上限額)が設けられ、負担が低く抑えられます。

利用者負担段階	所得の状況	貯金額等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			多床室	従来型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	
1	生活保護受給者の方等	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	550円 (380円)	550円	880円	300円
	老齢福祉年金受給者の方						
2	前年の年金収入額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額が*826,500円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	430円	550円 (480円)	550円	880円	ショートステイ 600円 入所 390円
3-①	前年の年金収入額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額が*826,500円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	ショートステイ 1,030円 入所 680円
3-②	前年の年金収入額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	530円 または 430円 (530円)	1,470円 (980円)	1,470円	1,470円	ショートステイ 1,360円 入所 1,420円

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

\*の基準額については、R8.4～7までは809,000円で審査します。

### 対象にならない方

- ◎預貯金等(現金、有価証券なども含む)の合計が基準額を超えている
- ◎本人・配偶者および同世帯の方が市民税課税者である(住民票上世帯が異なる配偶者も含む)
- ◎本人が給付制限を受けている

※上記の対象者に該当しない場合でも、介護保険施設に入所し、属する世帯員の数が2人以上の場合、別に定める収入・預金などの要件を満たす場合は特例として軽減の対象となる場合があります。



## 4

## 居宅サービス利用者負担軽減事業

●次の条件を満たす方が、対象となるサービスを利用した場合、利用者負担（1割負担分）が50%軽減されます。福井市独自の軽減制度です。

## 対象となる方

▼以下の条件をすべて満たす方▼

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②世帯の年間収入が130万円未満  
(世帯員が2人以上の場合は1人につき75万円上乗せ)
- ③世帯で保有する預貯金額が300万円以下
- ④本人に地代等の不動産所得がないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥本人が介護保険料を滞納していないこと
- ⑦本人が給付制限を受けていないこと

※生活保護受給者は除きます。

対象要件については今後変更される可能性があります。

## 対象となるサービス

- ◆訪問介護
- ◆訪問入浴介護
- ◆訪問看護
- ◆訪問リハビリテーション
- ◆通所介護
- ◆通所リハビリテーション
- ◆認知症対応型通所介護
- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◆夜間対応型訪問介護
- ◆地域密着型通所介護

※介護予防サービス、サービス・活動事業(総合事業)は含みません。

## 5

## 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度

●次の条件を満たす方は、対象となる費用が原則25%軽減されます。

## 対象となる方

▼以下の条件をすべて満たしたうえで、生計が困難であると認められる方▼

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②世帯の年間収入が150万円以下  
(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)
- ③保有する預貯金額が350万円以下  
(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥本人が介護保険料を滞納していないこと
- ⑦本人が給付制限を受けていないこと

※生活保護受給者については個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担が免除となります。

## 対象となるサービス

(県に申し出のあった社会福祉法人が提供するもの)

- ◆訪問介護<sup>\*2</sup>
- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ◆夜間対応型訪問介護
- ◆短期入所生活介護<sup>\*1</sup>
- ◆通所介護<sup>\*2</sup>
- ◆認知症対応型通所介護<sup>\*1</sup>
- ◆小規模多機能型居宅介護<sup>\*1</sup>
- ◆小規模多機能型居宅介護(短期利用型)<sup>\*1</sup>
- ◆地域密着型通所介護
- ◆看護小規模多機能型居宅介護
- ◆看護小規模多機能型居宅介護(短期利用型)
- ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ◆介護福祉施設サービス

※1 介護予防サービスを含む

※2 サービス・活動事業(総合事業)のうち、予防給付相当サービスのみ含む

## 制度を利用する場合は、申請が必要です。

③ ④ ⑤ の軽減制度は次のように利用します。

## 申請

条件に該当する方はそれぞれの所定の申請書を市(介護保険課)に提出してください。

認定されたら

## 認定証の送付

市から認定証を送付します。有効期限・内容を確認してください。

## 事業所への提示

対象となるサービスを利用する際に、事業所に認定証を提示してください。



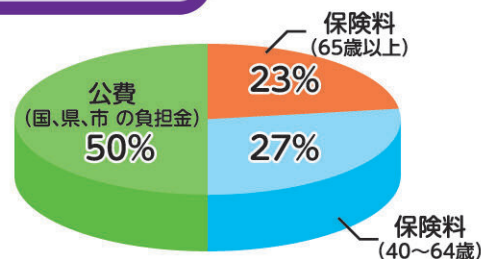
## 【注意】

○認定証には有効期限が記載されています。引き続き利用する場合は更新申請が必要です。  
○世帯員が転入するなどにより、条件に該当しなくなった場合は、認定証を返却してください。

# 保険料の決め方・納め方

介護保険はみんなで支え合う制度です

- 介護保険料は、原則として40歳以上の方全員に納めていただきます。また、保険料の決め方・納め方は65歳以上の方と40歳以上65歳未満の方で異なります。
- 介護保険の運営に必要な費用は、国・県・市が半分を負担し、残りの半分を40歳以上の皆様が保険料として負担することになります。



## 65歳以上の方（第1号被保険者）の場合

### ● 決め方 ●

保険料は前年の所得に応じて決まります

- 65歳以上の方の保険料は、福井市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された**基準額**をもとに、本人と世帯員の所得に応じて13段階に分かれています。

基準額 =  $\frac{\text{福井市で必要な介護サービスの総費用のうち65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{福井市の65歳以上の方}}$

令和8年度		対象者	保険料率	年額
第1段階	本人が市民税非課税	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	基準額 ×0.15	11,880円
第2段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が826,500円以下の方	基準額 ×0.40	31,680円
第3段階		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が826,500円を超え 120万円以下の方	基準額 ×0.65	51,480円
第4段階		第1段階・第2段階に該当しない方	基準額 ×0.85	67,320円
第5段階		第4段階に該当しない方	基準額	79,200円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.20	95,040円
第7段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.30	102,960円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	118,800円
第9段階		合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	134,640円
第10段階		合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.90	150,480円
第11段階		合計所得金額が700万円以上900万円未満の方	基準額 ×2.10	166,320円
第12段階		合計所得金額が900万円以上1,100万円未満の方	基準額 ×2.30	182,160円
第13段階		合計所得金額が1,100万円以上の方	基準額 ×2.40	190,080円

※市民税非課税：令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられますが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、令和8年度の介護保険料の算定においては、従前の控除額と同額に調整して計算します。また世帯の市民税課税状況においても同様に調整して判定します。

※課税年金収入：市町村民税の課税の対象となる年金の収入のことで、遺族年金及び障害年金は含まれません。

※合計所得金額：「収入」から公的年金等控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、繰越控除や基礎控除・人的控除などの控除をする前の所得金額のことで、土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。第1段階～第5段階については、上記に加えて合計所得金額から「公的年金等の収入に係る所得を控除した額」を用います。

保険料の納め方は、受給している年金額によって「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分けられます。原則は特別徴収となり、納め方の変更はできません。

年金が年額18万円以上の方

### 特別徴収

年金から天引き

年金（年6回）の支給額から、保険料をあらかじめ差し引きます。

前年度の 2月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)
前年度の2月と同じ金額を仮に納めます				毎年7月中頃に決定する本年度の保険料年額から、すでに納めている仮徴収分(4・6・8月の合計)を除いた額を納めます。 ※仮徴収から金額が変わる場合があります。		

※前年度から継続して特別徴収で保険料を納める場合

年金が年額18万円以上の場合でも、一時的に納付書等で納める(普通徴収となる)場合があります。

◆年度途中で保険料が増額になった

◆増額分を納付書等で納めます。  
(年金からの天引きは増額前の金額で継続されます)

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった など

●一定の期間、年金から天引きができないため、その間は納付書等で納めます。

年金が年額18万円未満の方

### 普通徴収

納付書・口座振替

福井市から送付する納付書や口座振替で、年8回に分けて期日までに保険料を納めます。お支払い窓口は、各金融機関、コンビニ、介護保険課、美山・越廼・清水連絡所窓口です。(詳しくは納付書裏面をご確認ください)

7月 (第1期)	8月 (第2期)	9月 (第3期)	10月 (第4期)	11月 (第5期)	12月 (第6期)	1月 (第7期)	2月 (第8期)
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------

※本年度の保険料年額(12か月分)を8回にわけて納めます  
※月末(月末が休日の場合は翌営業日)が納期限(口座振替日)になります

※保険料納付は  
口座振替が  
便利です

- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

これらを持って福井市指定の金融機関で手続きしていただくか、福井市口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、郵送ください。

※口座振替開始は、通常、申し込み日の翌月末からになります。  
※残高不足などにより自動引き落としされなかった場合は、納付書で納めることになります。(再引き落としはできません)

保険料の決め方・納め方

### 保険料を納めないと…

- ・一定期間、介護サービスを利用するときの自己負担割合が通常1~2割の方が3割(通常3割の方は4割)に上がるほか、一部の利用者負担軽減制度を利用できなくなるなどの制限を受けることがあります。
- ・差し押さえ等の滞納処分を受けることがあります。
- ※災害に遭った場合や、収入(譲渡所得等に係るものを除く)が前年に比べ大幅に少なくなった場合等で、保険料を納めることが難しい場合は、徴収猶予や減免を受けられることがありますので、介護保険課までご相談ください。

## 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の場合

保険料額は加入している医療保険(国民健康保険、職場の健康保険)ごとの算出方法によって決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

詳しくは、加入されている医療保険者へお問い合わせください。

※福井市の国民健康保険に加入されている方は、保険年金課(20-5678)へお問い合わせください。

# 指定居宅介護支援・介護予防支援事業所一覧表

【福井市内・地区五十音順】

※令和8年6月1日現在で指定されている事業所(休止中除く)の一覧です。

要介護の認定を受けた方が、自宅で介護サービスを受けることができるようサポートをしてくれるケアマネジャーがいる事業所です。利用者が事業所を選択できます。

(●印のついた事業所は要支援の認定を受けた方の対応もしています。なお●印のない事業所でも対応できる場合がありますので、事業所にご相談ください。)

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
安居	●さくらが丘介護相談センター	本堂町51-33	37-0900
旭	SOMPOケア福井居宅介護支援	城東1丁目2-13	22-1026
足羽	●あたご居宅介護支援事業所	明里町9-20	33-6850
	●あすわ在宅介護支援事業所	足羽4丁目4番12号	50-0510
	居宅介護支援事業所 つくも苑	つくも2丁目5-5	33-5577
麻生津	●ケアプランセンターあそうづ	三十八社町401-22	58-2566
	●ケアセンターこころ	中野2丁目1301	97-8017
鶉	●かわにし苑介護相談センター	砂子坂町9-5	83-1266
円山	●あんしん村サポートセンター	北四ツ居2丁目7-17	54-2932
岡保	●山翠苑居宅介護支援センター	堅達町24-1	53-2586
上文殊	●文殊苑居宅介護支援事業所	北山町35-5-1	41-7800
	●HOME TOWN コスモス居宅介護支援事業所	帆谷町1字外山33	38-1159
河合	つくし野ケアサービスセンター	川合鷲塚町49-5	55-3100
木田	●県民せいきょう居宅介護支援事業所	羽水1丁目107	32-6000
	ひかりケアプランセンター	木田1丁目3308	33-6866
	柔整介護センター	花堂東2丁目301	34-1977
	●さくら居宅介護支援事業所	花堂東2丁目408	35-7807
	●ハート居宅介護支援事業所	新保2丁目228	54-1399
啓蒙	●あさがお在宅介護支援事業所	新保町19-35-1	54-6328
	●愛全園居宅介護支援センター	丸山町40-7	53-5613
	こしの医院居宅介護支援事業所	蒲生町1-91-1	89-2232
清水南	●すみれ荘居宅介護支援センター	島寺町83-1	98-2671
順化	二の丸苑 居宅介護支援事業所	大手2丁目21-3	26-1200
	吉田医院 居宅介護支援センター	順化1丁目3-15	22-1337
清明	●いなほ在宅介護支援事業所	江端町12字荒井境20	38-7220
	●あさむつ苑居宅介護支援事業所	引目町21-9-2	38-9283
鷹巣	●悠和園介護相談センター	免鳥町22-74	86-1313
中藤島	●藤島園ケアマネジメントセンター	高木中央3丁目1701	52-0808
	九頭竜長生苑 居宅介護支援事業所	寺前町2-2-2	54-5211
西藤島	ツクイ福井文京	文京7丁目8-20	27-7875
日新	ケアプランセンター みげん	大宮6丁目17-24	25-2555
	福井ケアセンター居宅介護支援事業所	乾徳4丁目5-8	21-5537
春山	メイプルケア大宮介護相談センター	大宮4丁目13-1	25-0041
	みどりの森居宅介護支援事業所	文京2丁目6-10	28-7212
東安居	●東安居介護相談センター	大瀬町23字101	35-1738
東藤島	安川病院 居宅介護支援センター	大和田2丁目108	52-2807
	ほっとマネージメント福井	大和田2丁目2101	57-1055

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
日之出	ニチイケアセンター成和	城東2丁目14-1	28-1470
	ふくし百選 プランニング日之出	日之出1丁目14-23	27-1260
	●社会福祉法人福井市社会福祉協議会 ケアプランセンター	日之出4丁目3番12号	20-5016
	●岩井病院居宅介護支援センター	日之出2丁目15-10	24-0306
	●よつば在宅介護支援事業所	四ツ井1丁目12-11	22-0428
	●にこにこ介護相談センター	四ツ井2丁目11-11	88-0707
本郷	この道グループライフサポートセンター	燈豊町39-6-59	50-2728
松本	ゆうあいケアプランセンター	大願寺3丁目9-3	27-0176
	福井市シルバー人材センター 介護保険事業所	文京1丁目26-10	27-0180
	ケア・フレンズ居宅介護支援事業所	松本2丁目25-16	27-0101
湊	●光陽訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	光陽3丁目9-23	24-9990
豊	●いちごケアプランセンター月見	月見4丁目20-50	34-5415
	●福井赤十字病院居宅介護支援事業所	月見2丁目4-1	36-3630
	花むつ苑居宅介護支援事業所	花堂中1丁目5-6	34-8766
	●にこにこ介護相談センター 花堂	花堂中2丁目27-1	63-5326
宮ノ下	宝珠苑指定居宅介護支援事業所	内山梨子町2-3-1	83-1888
美山	●楽ちんの家介護相談所	市波町第24-12	96-7033
明新	新田塚介護相談センター	新田塚1丁目42-1	22-6587
	●ゆい在宅介護支援事業所	舟橋1-304	50-3549
	●ケアプランセンターあい愛	舟橋新1丁目106	29-0116
	●みのりの絆ケアプランセンター	新田塚1丁目55-1	76-8777
森田	●福井新世紀ケアサービス	栗森1丁目102	63-5592
	●たんぼぼ苑 居宅介護支援センター	石盛3丁目301番地	56-3211
	●ケアパートナーあゆみ	上森田6丁目324	080-9995-9041
	●在宅勤務型居宅介護支援事業所フレックス	栗森1丁目1107-1	92-0608
社北	愛寿苑居宅介護支援センター	加茂緑苑町402	34-5252
社西	●トゥモローズケアマネステーション福井	若杉1-2801	50-1200
	ひらい内科消化器科医院 居宅介護支援事業所	淵4丁目1813	33-6881
社南	つぐみ居宅介護支援事業所	淵1丁目2215	97-8305
	●ひなた居宅介護支援事業所	種池2丁目607 きはちやしろビル2F	080-4197-7117
六条	●あさくら苑介護支援事業所	下六条町18-32	41-8400
	●福井厚生病院介護保険相談センター	下六条町217	41-8020
和田	●嶋田病院 居宅介護支援センター	西方1丁目2-11	21-7715
	●モアヤング 介護相談所	和田町東沖田30-1	28-3734
	●ケアホーム・さいせい居宅介護支援事業所	和田中町徳万28	30-7665
	●ケアプランセンター笑和	上北野2-23-9	76-8741

介護事業所、施設選びに「介護サービス情報公表システム」をご活用ください。  
URL : <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

# 介護保険施設一覧表

【福井市内・地区五十音順】

※令和8年6月1日現在で指定されている事業所(休止中除く)の一覧です。

自宅で介護が困難な方の生活施設である「特別養護老人ホーム」、リハビリを中心とした「介護老人保健施設」、長期的に医療と介護のケアを一体的に受ける「介護医療院」の3種類があります。いずれも、要介護の認定を受けた方が対象です。実際のサービス内容は施設毎になりますので、直接施設にご相談ください。

## 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
安居	高雄苑	本堂町51-33	37-0116
岡保	山翠苑	堅達町24-1	53-2586
上文殊	文珠苑	北山町35-5-1	41-7500
	HOME TOWN コスモス	帆谷町1字外山33	38-1159
啓蒙	愛全園	丸山町40-7	53-5411
越廼	こしの渚苑	蒲生町1-90-1	89-2110
酒生	足羽利生苑	樽野町20-7	41-3121
清水南	すみれ荘	島寺町83-1	98-5550
清明	あさむつ苑	引目町21-9-2	38-9280
鷹巣	悠和園	免鳥町22-74	87-2161
中藤島	藤島園	高木中央3丁目1701	52-1166
松本	たぶのき	大願寺3丁目3-6	27-4140
宮ノ下	宝珠苑	内山梨子町2-3-1	83-1373
	新田塚ハウス	江上町55-5	59-1800
美山	美山貴寿苑	市波町31-2	96-4150
森田	たんぼぼ苑	石盛3丁目301番地	56-0992
社北	愛寿苑	若杉2丁目601	34-5100
六条	あさくら苑	下六条町18-32	41-8400
和田	モアヤング こもれびホーム	和田中町東沖田30-1	28-3787

## 介護老人保健施設

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
河合	アルマ千寿	川合鷲塚町49-5	55-1600
木田	ひかりケアホーム	板垣5丁目201	33-1600
	介護療養型老人保健施設さくら	花堂東2丁目408	34-3500
中藤島	九頭竜長生苑	寺前町2-2-2	54-4681
日新	福井ケアセンター	乾徳4丁目5-8	26-5155
日之出	ヴィラ岩井	日之出2丁目13-2	24-0177
明新	新田塚ハイツ	新田塚町506	22-8367
社北	あじさい	西下野町15-12	33-5911
和田	福井県済生会ケアホーム・さいせい	和田中町徳万28	30-7660

## 介護医療院

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
木田	介護医療院 まこと	板垣5丁目201	33-1600
大安寺	福井リハビリテーション病院 介護医療院	南檜原町20字大畑2	59-1126

## ご家族の介護で悩んでいませんか？



### 介護者のつどい事業

在宅で要介護者等を介護している方を対象に、介護に関する情報を提供し、介護者相互の意見交換や交流会を開催しています。介護を経験した方や介護に関心を持つ方のご参加もお待ちしております。

お問い合わせ先／地域包括ケア推進課 TEL：20-5400

### 男性介護者のつどい

男性で介護をされている方を対象に、生活のミニ講座と座談会を行います。慣れない介護や家事の悩みを語り合ってみませんか？毎月開催しています。詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先／宝永きらめき TEL：24-0800

### 介護者のための家族会

「かたらい会（福井市介護者家族の会）」などの家族会では、寝たきりや認知症の高齢者や、障がいを持つ方を介護している方が、日頃の思いを心おきなく語り合ったり、同じ体験を持つ者同士が親睦を深めたり、介護などについて学んでいます。

お問い合わせ先／福井市社会福祉協議会 TEL：26-1853

### オレンジカフェ

認知症のある方や家族、地域の方、専門職のだれもが気軽に集う場です。月1～2回開催しています。場所はお問い合わせください。



お問い合わせ先／地域包括ケア推進課 TEL：20-5400

# 地域密着型サービス事業所一覧表

【福井市内・地区五十音順】

※令和8年6月1日現在で指定されている事業所(休止中除く)の一覧です。

地域密着型サービスとは要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるようにつくられたサービスです。原則として、福井市に住民登録のある方が利用できます。

## 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
安居	ほたるの社	羽坂町33-1-1	37-0115
旭	地域密着型介護老人福祉施設 あるば・あい	日之出3丁目16-18	21-0181
足羽	地域密着型特別養護老人ホーム あたご	足羽5丁目5-17	33-7080
鶉	かわにし苑	砂子坂町9-5	83-1055
円山	第二ひかり苑 泉の郷	今泉町25-15-1	52-1300
河合	第2藤島園 そよかぜホーム	河合勝見町4-24-1	55-1313
酒生	地域密着型介護老人福祉施設 足羽利生苑(サテライト型)	樽野町20-7	41-3121
順化	小規模特別養護老人ホーム 桜手苑	大手2丁目22-18	26-7070
清明	ユニット型特別養護老人ホーム パークスみなみ	今市町65-11-1	38-8850
東安居	地域密着型介護老人福祉施設 東安居苑	大瀬町23-101	35-0838
松本	松本ホームわらざ レインボー二の宮	松本1丁目2-19 二の宮2丁目8-21	26-4165 21-2821
豊	小規模特別養護老人ホーム 花むつ苑	花堂中1丁目5-6	34-8762
社北	地域密着型特別養護老人ホーム なの花	加茂河原3丁目1-22	36-8784
六条	六条ホームわらざ	下六条町217-4	41-8600

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
安居	田園	本堂町51-38-1	37-0123
足羽	グループホーム あたご	足羽5丁目5-17	33-7081
麻生津	グループホーム あそづ	浅水三ヶ町1字29-2	50-1165
	グループホーム 翠	堅達町24-1	53-2586
岡保	グループホーム 翠Ⅱ	堅達町24-1	53-2586
	県民せいきょう岡保きらめきグループホーム	曾万布町7-18-1	52-0830
木田	グループホーム うらら	木田1丁目3308	33-2555
国見	グループホーム ゆうなぎ	鮎川町91-37	88-2440
啓蒙	愛全園グループホーム	丸山町40-7	53-5411
清水東	グループホーム しみず	竹生町32-48	98-7890
順化	二の丸苑 グループホーム	大手2丁目21-3	26-2020
	グループホーム 桜手苑	大手2丁目22-18	26-7077
清明	グループホーム あさむつ森	引目町21-9-2	38-9280
鷹巣	幸の家	免鳥町22-70	86-1855
東郷	グループホームあさくらの家 東郷	東郷二ヶ町6字2-1	41-8500
中藤島	グループホーム レインボー 21	高木中央3丁目1601	57-2800
	グループホーム ふじしま	高木中央3丁目1701	52-1166
西藤島	ほのかな家	三郎丸2丁目812	97-5277
日新	グループホーム けんとか	乾徳4丁目4-18	30-5100
春山	グループホーム 楓	大宮4丁目13-1	25-0042
	みどりの森	文京2丁目6-10	28-7253
日之出	グループホームよつば	四ツ井1丁目12-11	50-1301
松本	グループホーム たぶのき	大願寺3丁目3-6	27-3940
	いちご 月見の里	月見寺4丁目20-47	34-5515
豊	グループホーム 花むつ	花堂中1丁目5-6	34-8762
	富永グループホーム	西木田3丁目5-13	36-1851
宮ノ下	グループホーム 宝珠の郷	内山梨子町3-46	83-0800
美山	グループホーム 美山	美山町6-1	90-3330
	グループホーム 楽ちんの家 笑楽	大久保町1-61	96-7080
明新	グループホーム 匠	灯明寺4丁目1706	28-3232
	グループホーム レインボー灯明寺	灯明寺町59字12-1	23-3060
森田	グループホーム らくや	上野本町1丁目3912	56-8808
	県民せいきょう社きらめきグループホーム	若杉3丁目1111	35-2265
社北	グループホーム 和	若杉町25-18-1	34-5595
	認知症対応型共同生活介護事業所 やよいの森	門前1丁目120	34-5112
六条	グループホーム あさくら	下六条町18字37	41-8408
	グループホーム匠サテライト	下六条町217-9	43-6810
和田	いちご 和えの里	勝見3丁目20-12 いちごの森1階	27-0015
	すのうどろっぶ hope	和田東1丁目2218	21-1576

## 小規模多機能型居宅介護

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
安居	かけはし	本堂町69-14-1	50-2944
岡保	県民せいきょう小規模多機能ホーム 岡保きらめきハウス	曾万布町7-18-1	52-0830
木田	小規模多機能型居宅介護 ゆずり葉	春日3丁目1009	97-5560
国見	小規模多機能ホーム ひびきの家	鮎川町91-37	88-2430
啓蒙	小規模多機能型居宅介護事業所 いりどり丸山	丸山2丁目514	63-5068
順化	小規模多機能ホーム 二の丸苑	大手2丁目21-3	26-2120
大安寺	ほほえみの家・よかったね	四十谷町5-18-1	59-2311
東郷	あさくらの家 東郷	東郷二ヶ町6-2-1	41-8500
西藤島	よりそいの家・よかったね	三郎丸1丁目109	88-0031
日新	小規模多機能型居宅介護事業所 アットホーム仁愛	乾徳4丁目4-10	97-8011
東安居	小規模多機能 ほおずき	大瀬町23-101	35-0877
	小規模多機能型居宅介護 ぽかぽか	菅谷1丁目13-19	25-5567
東藤島	活き生きほっと倶楽部福井	大和田2丁目2101	57-1055
宝永	県民せいきょう小規模多機能ホーム 宝永きらめきハウス	宝永3丁目3-1	24-0800
	わがや	宝永3丁目25-8	97-8083
松本	つどいの家・よかったね	松本2丁目25-16	27-5843
湊	くつろぎの家・よかったね	照手1丁目16-16	30-0051
美山	小規模多機能型居宅介護事業所 美山	美山町6-1	90-3330
	ほのか	灯明寺1丁目2401-2	37-3333
明新	小規模多機能型居宅介護事業所 いりどり二の宮	二の宮3丁目32-21	21-0755
	みらい	新田塚2丁目12-15	50-7178
森田	楽家	上野本町1丁目3912	56-8808
	朝焼けとひつじ雲	石盛2丁目2015	97-9077
社南	県民せいきょう小規模多機能ホーム 江守きらめきハウス	江守中町2-12江守 きらめき2階	35-0660
社北	小規模多機能型居宅介護事業所 やよいの里	加茂緑苑町402	33-7474
和田	森のイスキア	和田東2丁目704	43-0323

## 看護小規模多機能型居宅介護

地区	事業所・施設名	住所	電話番号
麻生津	看護小規模多機能ステーション パークスみなみ	今市町65-11-1	38-5560
木田	看護小規模多機能型居宅介護 あったかホームひまわり	下馬3丁目2302	33-6515
西藤島	ほのか 西藤島	三郎丸2丁目401	97-8530
松本	レインボー二の宮	二の宮2丁目8-21	21-2821
	看護小規模多機能ホーム はなぞの	松本1丁目55-5	97-5219
森田	看護多機能 向陽	定正1丁目1325	56-4560
社北	やしろの郷	若杉町25-18-1	63-5597
六条	看護小規模多機能型居宅介護 あったかホームひまわり サテライト	下六条町7-26-1	41-4001
和田	いちご日和	勝見3丁目20-12 いちごの森1階	27-7715

# ～在宅生活に不安を持つ高齢者の在宅生活を支援します～

## ひとり暮らし等高齢者登録

### 【内容】

高齢者自身や家族の状況を登録することで、民生委員児童委員、地域包括支援センターなど地域の支援者が見守りを行います。また、①～③のサービスを利用することができます。

### 【対象】※施設入所や長期入院している方は対象外です。

市内にお住まいの方で、親族との交流機会が少ないなど在宅生活に不安がある方で以下のような方

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (3) 高齢者世帯に準じる世帯（65歳未満の親族等と同居しているが、親族等も病気又は障がいにより緊急時の対応ができない世帯）

## 1

### 緊急通報体制整備事業

#### 【内容】

- ・緊急通報装置の貸与、携帯電話短縮ボタン登録  
在宅での突発的な緊急事態（病気の急変や事故など）が生じたとき、緊急通報ボタン又は携帯電話の短縮ボタンを押すことでセンターに通報が入り、必要に応じて自宅に駆け付けます。24時間見守りが必要な方には、生活反応センサーにより安否確認を行います。

#### 【対象】

ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、疾病を持ち、緊急時の対応に不安がある方

#### 【費用】 利用料…無料

#### ・見守りICT機器の設置

在宅時の電気のオンオフを感知し、24時間動きがない場合、メールで親族等に連絡が入り、異常を知らせます。

#### 【対象】

ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、他者との交流が極めて少なく、心身状態から日常的に安否確認の必要性がある方

#### 【費用】 利用料…無料

※緊急通報装置の貸与、携帯電話短縮ボタン登録、見守りICT機器の設置の併用申請はできません。

## 2

### えがおでサポート事業

#### 【内容】

軽作業の援助  
（買い物の代行や通院時の援助、掃除等）

#### 【対象】

- ・ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、生活に不安があり軽作業の援助が必要な方
- ・市民税非課税または均等割の世帯の方

#### 【費用】

1時間あたり250円かかります。介護保険認定等の状況により、利用限度時間が異なります。

## 3

### 日常生活用具給付事業

#### 【内容】

電磁調理器を給付します。

#### 【対象】

- ・ひとり暮らし等高齢者登録をされている方で、防火配慮が必要な方
- ・市民税非課税世帯の方

#### 【費用】 無料



#### お問い合わせ先

地域包括ケア推進課 20-5400

※申請の手続きは、ほやねっと（P19）へ。

## 福井市消防局からのお知らせ

～「NET119」緊急通報が可能です～

### 【内容】

福井市消防局では、聴くことや、話すことが難しい方を対象に、スマートフォンや携帯電話を利用し、消防車や救急車の要請ができるサービス「NET119」を開始しました。「NET119」をご利用いただくには、事前登録が必要です。

登録を希望される方は、下記のアドレスに空メールを送信し、手続きを開始してください。

[r.fukui@net119.speecan.jp](mailto:r.fukui@net119.speecan.jp) ※QRコードでメールを送ることも可能です。

ご不明な点がございましたら、福井市消防局総合指令課へお気軽にお問い合わせください。

福井市消防局 総合指令課

FAX番号：0776-20-6119 電話番号：0776-20-3999

ホームページアドレス：<https://www.city.fukui.lg.jp/dept/d500/ffd-sougousirei/index.html>

メール  
アドレス



# ほやねっと(地域包括支援センター)を利用しましょう

ほやねっとは、高齢者の介護・保健・福祉・医療などに関する相談を受ける総合相談窓口です。お住まいの地区を担当しているほやねっとに、まずは電話で気軽にご相談ください。

## こんなことで困っていませんか？

- 介護保険サービスを利用したいのですが、どうしたらよいのでしょうか？
- 近所の一人暮らしの高齢者が最近閉じこもり気味で心配です。
- 足腰が弱くなってきており、体のことが心配です。
- 最近、親のものの忘れがひどくなってきたようです。どこに相談すればよいのでしょうか？

気軽にご相談ください



(R8年4月1日現在)

	ほやねっと名	住所	TEL・FAX	開所時間(※)	担当地区
1	ほやねっと明倫	木田1丁目3308 (うらの家内)	T 33-5777 F 60-0633	月～金 8:30～17:30 土 8:30～12:30	豊・木田
2	ほやねっとあたご	明里町9-20 (あたごデイサービス内)	T 33-6800 F 33-6801	月～金 8:30～17:15	足羽・湊
3	ほやねっと中央北	文京2丁目9-1 (松原病院内)	T 28-7271 F 63-5633	月～金 8:45～17:30	春山・宝永・松本
4	ほやねっと不死鳥	日之出4丁目3-12 (福井市社会福祉協議会日之出事業所内)	T 20-5683 F 27-5852	月～金 8:30～17:15	順化・日之出・旭
5	ほやねっとあずま	和田中町舟橋7-1 (済生会病院東館内)	T 28-8511 F 28-8111	月～金 8:30～17:00 土 8:30～12:30	和田・円山
6	ほやねっと大東	丸山町40-7 (愛全園3階)	T 53-4092 F 53-4093	月～金 9:00～17:00 土 9:00～13:00	啓蒙・岡保・東藤島
7	ほやねっと九頭竜	高木中央3丁目1701 (グループホームふじしま内)	T 57-0040 F 52-1212	月～金 8:30～17:15	中藤島・森田
8	ほやねっと北	新田塚1丁目42-1 (福井総合クリニック内)	T 25-2510 F 25-8263	月～水 8:15～17:15 木・土 8:30～12:30	西藤島・河合・明新
9	ほやねっとみなみ	下荒井町20-6 (水谷ビル1階)	T 43-1316 F 43-1317	月～金 8:30～17:15	清明・麻生津
10	ほやねっと社	福1丁目1710	T 36-1246 F 36-0156	月～金 8:30～17:30 土・日 8:30～12:30	社南・社北・社西
11	ほやねっと光	大瀬町23字101 (東安居苑2階)	T 35-0313 F 35-0301	月～金 8:30～17:15	日新・東安居・安居 一光・殿下・越廼 清水西・清水東 清水南・清水北
12	ほやねっと川西	仙町6-4	T 97-8003 F 97-8067	月～土 8:30～17:30	大安寺・国見・鶉 桑・鷹巣・本郷 宮ノ下
13	ほやねっと東足羽	下六条町217 (厚生健康福祉センター内)	T 41-4135 F 41-3714	月～金 8:30～17:15	酒生・一乗・上文殊 文殊・六条・東郷 美山

(※)開所時間外でも受け付けますので、電話でご連絡ください。

## 【お問い合わせ先】

ほやねっとや高齢者福祉に関するお問い合わせ

### 地域包括ケア推進課

福井市役所 別館1階  
福井市大手3丁目10番1号  
TEL:20-5400 FAX:20-5426



地域包括ケア推進課HP

介護保険に関するお問い合わせ

### 介護保険課

福井市役所 別館2階  
福井市大手3丁目10番1号  
TEL:20-5715 FAX:20-5766



介護保険課HP

各種申請手続(要介護認定、利用者負担軽減など)は、下記の連絡所でも受け付けています。

美山連絡所  
TEL:90-1111

越廼連絡所  
TEL:89-2111

清水連絡所  
TEL:98-2001